

令和2年度第1回川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会議事録

令和2年度第1回川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会	
1 開 会	
2 議 題	
議題（1）委員長の選任について	
<p>① 委員長の選任 事務局から、資料に基づき説明。 委員の互選により、岩谷委員が委員長に選任された。 選任後、岩谷委員長が委員長就任の挨拶を行った。</p> <p>② 委員長職務代理の指名 事務局から、資料に基づき説明。 岩谷委員長が小野委員を委員長の職務を代理する委員に指名した。</p> <p>③ 議事録署名人の指名 岩谷委員長が藤波委員を議事録署名人に指名した。</p>	
議題（2）川口市廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の運用状況について（報告）	
事務局が、資料に基づき説明した。	
委員長	事例2のように、近隣市区に關係地域がかかる場合、その近隣市区において、話し合いがまとまらなかったときに行うあっせんは川口市が行うのか。
事務局	川口市の条例に基づくものであるため、川口市が行うことになる。
委員長	現在のところ異議の申し立ては出ているのか。
事務局	事例2で説明した計画については、現在、説明会3回のうち、1回目を終えたところである。現在のところ意見書の提出はない。
委員長	廃棄物処理施設の設置のような性質の案件で、關係地域が行政区域を跨ぐ場合、経験上、問題が発生することが多い。慎重に手続を進めるように願いたい。

事務局	承知した。
委員	事例1の事業者は既に許可がされているのか。
事務局	廃棄物処理法に基づく許可をしており、平成31年4月1日から稼働している。
委員	<p>事例1については、処理前の物と処理後の物の保管施設容量の差が266 m³ほどある。一般的には金属くずを取り除いたり、水分の減量があると考えられるが、不法に貯留するものと捉えられる恐れもあるため、保管量の差について資料に記載した方がよいと思われる。</p> <p>事例2については、搬入経路と搬入車両の増加、廃棄物が東京都から運ばれるものが含まれるのかという点が大きなポイントであり、協議する際には資料に記載した方がよい。協議の仕方が異なってくるものと考えられる。</p>
事務局	<p>事例1については、処理後物は全量売却であり順次搬出しているため処理前後の保管施設の容量は一致しないものである。</p> <p>事例2について、本日の資料への記載はないが、事業計画者から提出された環境保全対策書には搬入路や搬入車両について記載されており、協議書に添付している。</p>
委員	事例2について、市境となっている川の幅はどのくらいか。
事務局	10m程度あり、樹木も植えてあるため、緩衝の役割を果たすものと考ええる。
委員	一般的に5mの堰堤、砂岩層があると、ほとんどの騒音振動が反射する。その地形的な利点も含めて説明できれば住民の方に対しても説得力がある。
委員	事例2について、今後2回の説明会が残っているが、うち足立区の住民のみに対して行うものがあるか。すべて関係住民全体を対象とした説明会か。
事務局	すべて、川口市、足立区両方の関係住民を対象とした説明会である。
委員	保管施設の増設にあたり、建設工事を伴うのか。
事務局	今回の計画は、現在8 m ³ コンテナ1個を30 m ³ コンテナ2個に変更して保管するものであり、何らかの工事を伴うものではない。

議題（3）その他

事務局	事務局から特にありません。
委員長	今後、何かありましたら、ご協力をお願いします。